

松本市動物愛護管理推進懇談会設置要綱

令和4年5月10日

告示第240号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の動物愛護管理施策の推進に当たり、動物愛護推進員、関係団体等との情報交換及び連携を図るため、松本市動物愛護管理推進懇談会(以下「懇談会」という。)を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、本市における動物愛護管理施策の推進に必要な事項について、意見交換等を行う。

(組織)

第3条 懇談会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 市動物愛護推進員

(2) 動物愛護管理関係者

(3) 有識者

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から1年間とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 懇談会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、懇談会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第6条 懇談会は、委員長が招集し、委員長が懇談会の議長となる。

2 委員長は、緊急を要するため懇談会を招集する時間的余裕がないと認めるとき、その他やむを得ない事由があると認めるときは、書面による審議又はオンライン会議の開催をもって懇談会に代えることができる。

(オブザーバー)

第7条 懇談会は、必要に応じ動物愛護管理施策に関する意見を聴くため、オブザーバーを置くことができる。

(庶務)

第 8 条 懇談会の庶務は、松本市保健所食品・生活衛生課において処理する。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 4 年 5 月 1 9 日から施行する。